

(その1)

# 收支報告書

1 政治団体の名称

政治結社神皇同志会

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区横井上737-2

3 代表者の氏名

合田真治



4 会計責任者の氏名

吉野敦士

事務担当者の氏名

合田真治

電話番号

090 7123 8641



解散

\* 報告対象年の収入額、支出額がともに「0」の場合は、水色の様式（様式その1、その2、その17及びその20）のみ提出してください。

会計	繰越	検算	転記	
平	平	平	△△	

令和4年分 ※該当箇所に□をすること。

## 政治団体の区分

- 政 党 党の支部  
政 治 資 金 団 体  
政治資金規正法第18条の2  
 第1項の規定による政治団体  
そ の 他 の 政 治 团 体  
そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部

## 活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等  
同一の都道府県の区域内

## 国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体  
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者 氏名 \_\_\_\_\_

公職の種類 \_\_\_\_\_ (現・候)

## 資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 \_\_\_\_\_ (現・候)

(※)選挙区名 \_\_\_\_\_

資金管理団体の届出をした者 氏名 \_\_\_\_\_

※選挙区名の欄は、選挙区がある場合にのみ記入。

## (※)資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

## (※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

0862

309150

(その2)

## 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収入総額		十億	百万	322347
(前年からの繰越額)				42347
(本年の収入額)				280000
支出総額				315652
翌年への繰越額				6695

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

(1) 個人の負担する党費又は会費	金額	十億	百万	千	円
金額	280,000				
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	7				

## (2) 寄附

(2) 寄附						
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額				備考	
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)	十億	百万	千	円	○	○
(イ) 法人その他の団体からの寄附					○	
(ウ) 政治団体からの寄附					○	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)					○	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					○	
イ 政党匿名寄附					○	
合計 (ア + イ)					○	

(その13)

## 3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目	金 額									備 考 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出
	十億	億	百万	万	千	百	十	円		
1 経 常 経 費									0	
(1) 人 件 費									0	
(2) 光 熱 水 費					2	0	3	7	2	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費									0	
(4) 事 務 所 費				2	8	0	0	0	0	
小 計				3	0	0	3	7	2	
2 政 治 活 動 費									0	
(1) 組 織 活 動 費									0	
(2) 選 挙 関 係 費									0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費									0	2(3)にはア~エの計を記載のこと
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費									0	
イ 宣 伝 事 業 費									0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費									0	
エ そ の 他 の 事 業 費									0	
(4) 調 査 研 究 費									0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金									0	
(6) そ の 他 の 経 費				1	5	2	8	0		
小 計				1	5	2	8	0		
合 计				3	1	5	6	5	2	

(注) 同一本部・支部(選管等へ届け出たものに限る。)への交付金の支出があった場合、「備考」欄の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に再掲してください。  
併せて(その16)に記載が必要です。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分	この他の経費 (道路許可)		
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
	十億	百万	千	円	令和				
この頁の小計						〇	(注1)	国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。	
その他の支出					1	5280	(注2)	国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。	
合計					1	5280	(注3)	「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。	

(その17)

# 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について□してください。

(注) 有に□の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

(その20)

## 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

有

無

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 3月 14日

政治団体の名称 政治結社神皇同志会

会計責任者の氏名 吉野敦士

※解散する場合以外は、代表者の氏名は記入しないでください（通常は未記入となります。）。  
※解散する場合であっても、解散する年の収支報告書にのみ、代表者の氏名等を記入してください。

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

※解散の場合は、解散届も必要となります。

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者本人及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。